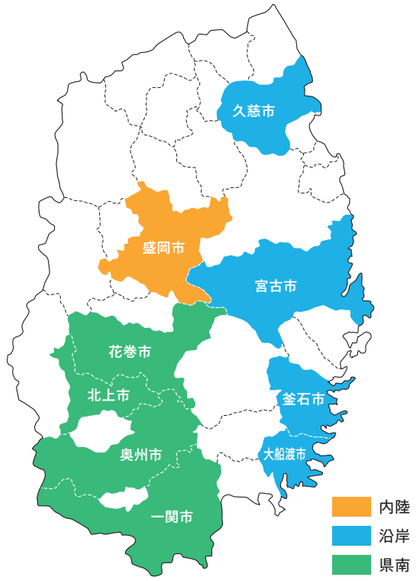
岩手県商工会議所連合会

岩手県商工会議所ネットワーク



盛岡商工会議所

〒020-8507 盛岡市清水町 14-12
TEL.019-624-5880 FAX.019-654-1588
URL https://www.ccimorioka.or.jp/
E-mail daihyo@ccimorioka.or.jp

■都南支所
〒020-0834 盛岡市永井 23-15-2
TEL.019-638-3399 FAX.019-637-4608

■玉山支所
〒028-4125 盛岡市好摩字芋田向 85-29
TEL.019-682-0127 FAX.019-682-0541

花巻商工会議所

〒025-0075 花巻市花城町 10-27
TEL.0198-23-3381 FAX.0198-23-2324
URL https://hanamaki-cci.or.jp/
E-mail hcci@hanamaki-cci.or.jp

■大迫支所
〒028-3203 花巻市大迫町大迫 2-51-4
花巻市大迫総合支所内 2F
TEL.0198-48-3230 FAX.0198-48-3730

■石鳥谷支所
〒028-3101 花巻市石鳥谷町好地 6-10-3
TEL.0198-45-4488 FAX.0198-45-4469

■東和支所
〒028-0114 花巻市東和町土沢 8-60
花巻市東和総合支所内 1F
TEL.0198-42-3155 FAX.0198-42-3156

北上商工会議所

〒024-0061 北上市大通り 2-3-4
TEL.0197-65-4211 FAX.0197-64-2656
URL https://www.kitakamicci.jp/
E-mail info@kitakamicci.jp

■和賀町支所
〒024-0331 北上市和賀町横川目 10-20-3
和賀町総合福祉センター 1F
TEL.0197-72-3136 FAX.0197-72-3137

奥州商工会議所

〒023-0818 奥州市水沢東町 4
（事務所 4F）
TEL.0197-24-3141 FAX.0197-24-3148
URL https://www.oshucci.com/
E-mail info@oshucci.com

■江刺支所
〒023-1111 奥州市江刺大通り 3-14
TEL.0197-35-2514 FAX.0197-35-2506

■胆沢支所
〒023-0403 奥州市胆沢若柳字相馬檀 144
TEL.0197-46-3131 FAX.0197-46-3133

■衣川支所
〒029-4332 奥州市衣川古戸 403-6
TEL.0197-52-3518 FAX.0197-52-3199

一関商工会議所

〒021-0881 一関市大町 4-25
TEL.0191-23-3434 FAX.0191-21-2030
URL https://www.ichinoseki-cci.com/
E-mail soumuka@i-cci.com

■花泉支所
〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町 36-1
TEL.0191-82-3130 FAX.0191-82-3161

■大東支所
〒029-0523 一関市大東町摺沢字但馬崎 66-1
TEL.0191-75-2448 FAX.0191-75-3547

■千厩支所
〒029-0803 一関市千厩町千厩字町浦 9-13
TEL.0191-53-2735 FAX.0191-53-2980

■東山支所
〒029-0302 一関市東山町長坂字羽根堀 1
TEL.0191-47-2492 FAX.0191-47-3957

■室根支所
〒029-1201 一関市室根町折壁字大里 122-8
TEL.0191-64-2063 FAX.0191-64-2632

■川崎支所
〒029-0202 一関市川崎町薄衣字法道地 21-21
TEL.0191-43-2440 FAX.0191-43-2435

■藤沢支所
〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏 212
TEL.0191-63-2050 FAX.0191-63-5160

久慈商工会議所

〒028-0065 久慈市十八日町 1-45
TEL.0194-52-1000 FAX.0194-52-1051
URL https://www.kujicci-iwate.jp/
E-mail kuji@kujicci-iwate.jp

■山形支所
〒028-8602 久慈市山形町川井 8-30
TEL.0194-72-2743 FAX.0194-72-2753

宮古商工会議所

〒027-0074 宮古市保久田 7-25
TEL.0193-62-3233 FAX.0193-63-6131
URL http://www.miyacci.or.jp/
E-mail daihyo@miyacci.or.jp

■田老支所
〒027-0307 宮古市田老 1-3-4 2F
TEL.0193-87-3114 FAX.0193-87-3752

■川井支所
〒028-2302 宮古市川井 2-119-1
TEL.0193-76-2120 FAX.0193-76-2479

釜石商工会議所

〒026-0021 釜石市只越町 1-4-4
TEL.0193-22-2434 FAX.0193-22-1600
URL https://kamaishi-cci.or.jp
E-mail info@kamaishi-cci.or.jp

大船渡商工会議所

〒022-0003
大船渡市盛町字中道下 2-25
TEL.0192-26-2141 FAX.0192-27-1010
URL https://www.ofunatocci.or.jp/
E-mail ofunato@chive.ocn.ne.jp















企業と地域社会の未来への架け橋として

商工会議所

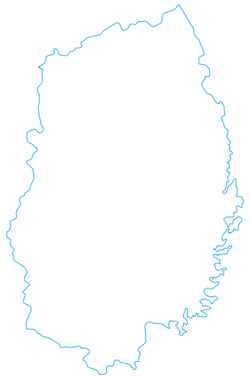
施策普及ガイド



企業と
地域社会の
発展のために



わが国最大の総合経済団体



商工会議所は、大きな企業から小さな企業までを包括した公的な性格を持つ、わが国最大の総合経済団体で、日本全国に516カ所が設置されています。所属する会員数は約124万（2026年4月現在）となりました。

岩手県内では、盛岡、釜石、一関、宮古、花巻、奥州、北上、大船渡、久慈の9カ所に設置されています。商工業の振興を通じた地域社会の発展に寄与するため、幅広い事業を行っています。



盛岡さんさ踊り



北上・みちのく芸能まつり



浄土ヶ浜



花巻まつり山車



国立天文台水沢VLBI観測所



釜石大観音



一関夏まつり



第10回「ふね遺産」
認定「気仙丸」



東北で唯一!平庭高原闘牛大会
©JA新いわて

商工会議所とは

商工会議所は、地域の商工業者が会員となり、力を合わせて運営されております。会員が中心となり、各種事業が円滑に進められております。

会員が主役です

1 特定の人だけに利益を提供しません
2 特定の政党には左右されません
3 営利を目的としません

企業と地域社会の発展のために
こんな活動をしています

企　業
に対しては…

経営に関する
窓口相談を

地域社会
に対しては…

コミュニティの
維持・発展を

行　政
に対しては…

政策提言・
意見活動を



● 多彩な事業展開 ●

経営相談の窓口

資金繰り、補助金活用、事業承継、記帳税務等に関する相談窓口として、地域の中小企業の経営を支援します。

福利厚生の充実やリスク対応

会議所独自の共済制度による福利厚生の充実や経営セーフティ共済、ビジネス総合保険によりリスク対応を図ることができます。

皆様の声を行政に

商工会議所は、商工業者の皆さんの意見をまとめて、国や県、市に要望活動を行っています。

地域活動の担い手

地域のイベントやまちづくりの担い手として、観光振興や地域経済の活性化に努めています。

地場産業の育成

地場産業の振興や工業技術の改善、物産の販路開拓にも取り組んでいます。

各種調査と情報収集

各種調査や情報収集を行い、適切な情報を提供しています。

P03 **経営相談** — 経営に関する アドバイスはこちら

P03 **エキスパートバンク**（専門家派遣事業） — 専門家による 指導・アドバイスはこちら

P04 **マル経融資**（小規模事業者経営改善資金） — 小規模事業者を応援する 国の融資制度はこちら

P04 **融資制度** — 公的資金の 斡旋や紹介はこちら

P05 **記帳税務** — 帳簿のつけ方・決算・申告 の指導はこちら

P06 **小規模企業共済** — 事業主のための 退職金制度はこちら

P06 **経営セーフティ共済** — 取引先の「もしも」への 備えはこちら

P07 **事業承継・引継ぎ支援** — 後継者問題・事業引継ぎ のご相談はこちら

P07 **女性会・青年部** — 事業主同士の人脈づくり はこちら

P08 **事業継続力強化計画**（ジギョケイ）**策定支援** — 企業の未来を守る計画 策定のご相談はこちら

P08 **デジタル化・DX 支援** — デジタル化・DXに向けた ご相談はこちら

042212-01.indd 1-2　　2026/07/15 10:32

経営相談

経営に関するあらゆるご相談へのアドバイス

地域の中小企業のための支援を行っています。お気軽にご相談ください。経営指導員が適切なアドバイスを行います。

ご相談内容

経営全般	補助金・助成金	BCP	記帳・税務
デジタル化・DX	労働・福利厚生	創業	事業承継

エキスパートバンク

（専門家派遣事業）

経営課題の解決を専門家がサポート

経営の問題で様々なお悩みをもつ小規模事業者等に対して、専門家（エキスパート）を派遣して、**具体的、実践的な指導や助言**を行うことにより、問題の解決を図っていただく制度です。

ご利用いただける方 ▶ 県内の小規模事業者等

常時使用する従業員

〇製造業その他…20人以下　〇商業・サービス業…5人以下（※）（※）宿泊業および娯楽業は20人以下

●これから創業を予定している方も対象となります。

ご利用内容

- ●事業計画の作成や資金繰りについてアドバイスを受けたい。
- ●国や地方自治体の各種補助金を事業に活用するための支援を受けたい。
- ●労務管理・就業規則を整備して人材確保に活かしたい。
- ●新規創業や法人成りについて、アドバイスを受けたい。
- ●IT や SNS を活用した店舗周知や商品販売・販促を検討したい。

…など

専門家の派遣費用・回数

商工会議所の会員／非会員の区分等で異なります。

区分	無料回数等
会員事業所＋物価高騰の影響有	3回目まで無料
物価高騰の影響が無い会員／非会員／創業予定者	1回目のみ無料 2回目以降、1/3 利用者負担

指導までの流れ

事業者	商工会議所	専門家
最寄りの商工会議所へ相談・申込み	専門家に指導依頼	事業所へ指導

※予算の執行状況により、年度途中に事業終了する場合があります。

マル経融資

（小規模事業者経営改善資金）

小規模事業者のための国の事業資金融資制度

本融資制度は、経営改善を目的とする小規模事業者が必要な資金を商工会議所が経営指導に基づいて推薦し、**無担保・無保証人**で日本政策金融公庫各支店・国民生活事業より融資する制度です。

ご利用いただける方

- ●小規模事業者

 常時使用する従業員　〇製造業その他…20 人以下

 〇商業・サー ビス業…5 人以下（※）

 （※）宿泊業および娯楽業は 20 人以下
- ●1年以上事業を営んでいる方
- ●商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている方
- ●所得税、法人税、事業税、住民税等の税金を完納している方。

融資の内容

〈利率 2.6%〉
融資限度額 **2,000** 万円以内

※1,500万円を超えるご融資の場合は、別途事業計画書の作成・提出が必要となります
※金利は2026年7月1日現在（お使いみちや融資期間により金利が異なる場合があります）
※事業内容（財務含む）や審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

融資期間

- ●運転資金10年以内〈据置期間2年以内〉
- ●設備資金10年以内〈据置期間2年以内〉

※生活衛生関連事業（飲食業、理・美容業、クリーニング業など）の方も設備資金が利用できるようになりました。（いずれも 2 年以内の据え置きが可能です）
※この他、詳しい条件については、最寄りの商工会議所にお問い合わせください。

融資制度

資金の使途に応じた公的資金の斡旋や紹介

商工会議所では、経営に関するあらゆるご相談を承っており、目的に応じてご利用いただける公的資金を数多くご紹介しています。内容や条件などは商工会議所までお気軽にお問い合せください。

国の融資制度の一例

日本政策金融公庫 HP

- ●一般貸付 **4,800** 万円以内
- ●事業承継･集約･活性化支援金 **7,200** 万円以内
- ●新規開業・スタートアップ支援金 **7,200** 万円以内
- ●小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**2,000** 万円以内 ※P6 参照
- ●経営環境変化対応資金 **7,200** 万円以内

※金利は日本政策金融公庫 国民生活事業のホームページ（主要利率一覧表）をご覧いただくかお近くの支店へお問い合わせください。

岩手県の融資制度の一例

岩手県 HP

- ●普通小口資金〈利率 2.65~2.85%〉…… **2,000**万円以内
- ●中小企業経営安定資金〈利率 2.45~3.05%〉…… **8,000** 万円以内
- ●いわて起業家育成資金〈利率 1.9~3.05%〉…… **4,000** 万円以内
- ●中小企業東日本大震災復興資金〈利率 1.9~2.1%〉…… **8,000** 万円以内

※金利は、2026年7月1日現在(お使いみちや融資期間により金利が異なる場合があります)
※別途保証料が必要な場合があります。
※この他にも多くの融資制度があり、必要書類も異なります。

042212-01.indd 3-4　2026/07/15 10:32

記帳税務

帳簿のつけ方から
決算・申告など
1年間継続指導

記帳は、融資の申込や税務の申告の基礎となるばかりでなく、経営改善の道しるべです。毎日正しく記帳しましょう。商工会議所では、記帳や税務相談に対応するとともに、一貫した継続指導を行っております。

こんなときご利用ください

●帳簿のつけ方がわからない　●必要経費と家計費の区別がはっきりしない
●帳簿をつけていないので、黒字なのか赤字なのかはっきりしない

記帳の種類

現金出納帳
「店の金庫」から出し入れする金銭すべてを、その日ごとに記帳します。

経費帳
通信費、修繕費、消耗品費などの項目に区分して記帳します。

売掛帳
商品を掛けで売ったときや、その代金を受け入れたときに記帳します。

固定資産台帳
建物、機械、車輌、備品などの資産を購入したときに記帳します。

買掛帳
商品を掛けで仕入れたときや、その代金を支払ったときに記帳します。

青色申告をすると白色申告の場合と異なり、種々の特典があります。

青色申告とは　日々の取引を所定の帳簿に記帳し、正しい申告をすることで所得税、住民税などの税負担が軽減される有利な制度です。

ご利用いただける方

●事業所得のある方
〈商工業・サービス業などの営業や、自由業などの事業による所得〉
●不動産所得のある方
〈土地や建物などの不動産や、船舶などの貸付による所得〉
●山林所得のある方〈山林を伐採しての譲渡や立木の譲渡による所得〉

青色申告の主な特典

特典 1　青色申告特別控除
特典 2　専従者給与の必要経費算入
特典 3　貸倒引当金の設定
特典 4　純損失の繰越と繰戻し

手続き

個人事業者は、青色申告をする年の3月15日までに「青色申告承認　申請書」を税務署に提出し、承認を受けます。なお、その年の1月16日以降新たに事業を開始した方は、開業日から2ヶ月以内に申請すればよいことになっています。難しい手続きは必要ありません。

帳簿

標準簡易帳簿（現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳）、債権債務等記入帳などが必要です。青色申告特別控除は、電子申告の有無などにより控除金額が変わります。

小規模企業共済

節税もできる
事業主のための
退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）が事業を廃止した場合、あるいは会社などの役員を退職した場合など、第一線を退いたとき**生活の安定を図る**ためにつくられた共済制度です。

国の共済制度　この制度は、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。国が経営者のためにつくった、いわば経営者の退職金制度です。

加入できる方

●個人事業主（共同経営者を含む）及び会社役員
常時使用する従業員　○製造業その他…20人以下　○商業・サービス業…5人以下（※）（※）宿泊業及び娯楽業は20人以下

毎月の掛金

毎月の掛金は1千円～7万円〈500円単位〉の中で選択できます。※加入後も掛金月額は増額・減額できます。

制度の特色

●掛金は全額所得控除
掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として、課税対象所得から控除されます。例えば、毎月7万円の掛金を納付すると、年間84万円が所得から控除されます。

●貸付制度
加入者（一定の資格者）は掛金合計額の範囲内で事業資金の貸付制度を利用できます。

●安全・確実
制度は、法律によって定められ、その支払いも国が責任を持って行います。

●共済金は退職所得扱い
共済金・準共済金、一括受取の場合退職所得扱いとなり、控除額はとても大きくなります。（ただし、任意解約などの場合、一時所得扱いになる場合もあります。）

●共済金の受取方法
・一括払い　・分割払い（10年分割・15年分割）
※分割払いは一定の条件が必要です。

経営セーフティ共済
（中小企業倒産防止共済）

取引先の倒産など
「もしも」のときの
備えに

万一、取引事業所が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、共済金の貸付が受けられる制度です。貸付額は掛金総額の10倍（貸付最高額8,000万円、残高ベース）の範囲内で**無担保・無保証人・無利子で貸付**を受けることができます。

毎月の掛金

毎月の掛金は5千円~20万円〈5千円単位〉の中で選択できます。※加入後も掛金月額は増額・減額できます。ただし、減額には一定の要件が必要です。

制度の特色

●最高8,000万円まで貸付
取引業者が倒産した場合、加入者は積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（掛金の10倍または被害額のいずれか低い額）で被害相当額の共済金の貸付を受けることができます。

●無担保・無保証人・無利子
取引業者が倒産した場合、無担保・無保証人・無利子で（ただし、貸付を受けた共済金額の1/10に相当する額は、掛金総額から控除されます。）共済金の貸付を受けることができ、万一の時にも安心です。

●解約手当金
12か月以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。掛金の納付された月数に応じた率を乗じて得た額となります。（不正行為による機構解約の場合は、支給されません）

●税法上の特典
掛金は全額税法上の損金（法人の場合）、または必要経費（個人の場合）に算入でき、節税の対象にもなります。
※令和6年10月1日以降に共済契約を解除し、再度共済契約を締結（再加入）した場合、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、損金・必要経費に算入できません。

●一時貸付金制度　取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付を受けることができます。

042212-01.indd 5-6　2026/07/15 10:32

事業承継・引継ぎ支援

早めの取組で
後継者問題を解決

事業引継ぎ対策は早めの取組が重要です。

「後継者がいない」「事業の引継ぎに不安がある」など、中小企業のみなさまの事業承継・引継ぎに関するご相談を専門家がお受けします。
中小企業の中には将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業が多く、特に親族内に適当な後継者がいない企業の増加が顕著です。
こういった承継問題を先送りにし、特段の対策を行わないまま経営を続けた結果、廃業、雇用喪失といった社会的損失が発生しています。そこで国が「事業承継・引継ぎ」を支援することで、円滑な事業のバトンタッチをサポートし、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進します。

このようなお悩み、ご相談はございませんか？

後継者がいない。今後会社は存続していけるのだろうか？
- 後継者探し、その手順 など

自社を他の企業に譲渡したいが、どのように進めていけばよいか？
- 相手先の検索方法
- 現実的に可能であるのか など

他の企業を買収したいが、どのように進めていけばよいか？
- 相手先の評価方法、考えられる問題 など

当事者同士で会社の売買について合意をしたが、進め方や手続きはどうしたらいいか？
- 具体的な手続き方法　など

子どもに事業を引継ぎたいが、どのように進めていけばよいか？

※相談は無料です。守秘義務は厳守いたしますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先　岩手県事業承継・引継ぎ支援センター《設置主体：盛岡商工会議所》
〒020-0875　盛岡市清水町 14-17 中圭ビル 1F　TEL:019-601-5079

女性会・青年部

社会人・企業人同士の
ネットワークを
ひろげる

女性経営者、役員、幹部社員同士のネットワークをひろげてみませんか。

女性経営者のみなさまへ

事業案内

- ●研修事業（勉強会の開催）
- ●交流事業
- ●地域振興事業
- ●女性起業家（若手女性経営者）の支援事業 など

若手経営者のみなさまへ

こんな人にオススメ

- ●人脈を広げたい　●異業種間での情報交換をしたい
- ●経営のノウハウを学びたい　●地域経済の情報に強くなりたい
- ●発言力・行動力を身につけたい　●自社商品の PR をしたい など

社会人・企業人としての成長をサポートします

※詳しくは最寄りの商工会議所にお問い合わせください。

事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定支援

事前の備えで
緊急事態時の
事業継続を可能に

事業継続力強化計画（ジギョケイ）とは、大規模自然災害や感染症などの緊急事態に備え、中小企業が事業の継続や早期復旧を図るための計画を指します。商工会議所では、万が一の事態に備えた計画の策定支援を行っています。

事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定のメリット

ジギョケイを策定・申請し、国の認定を受けることで以下の優遇措置が受けられます。

補助金の加点
「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」など、中小企業向けの補助金審査で有利な加点対象となります。

金融支援
日本政策金融公庫による低利融資や、信用保証協会の別枠保証などが利用可能です。

税制優遇
防災・減災のための設備投資（自家発電機や備蓄品など）を行った際、税制面での優遇措置が受けられます。

デジタル化・DX 支援

デジタルの力で
“稼ぐ力”を強化

「人手不足やコスト上昇」「取引先からのデジタル対応の要請」など、経営環境の変化に対応するうえで、デジタルシフト・DX は待ったなしの課題です。デジタルの力を活用して “稼ぐ力” の強化に繋げるため、ネットワーク力を生かした様々な支援メニューを通じて、初めの一歩から全社展開に至るまで中小企業の “意欲ある挑戦” をサポートします。
商工会議所では、専門家による「デジタル化・DX 導入支援」など、中小企業向けの幅広い DX 支援を実施しています。

このようなお悩み、ご相談はございませんか？

デジタル化の必要性は感じるが、何から手をつければよいかわからない
- 初めの一歩の踏み出し方、自社に合ったツールの選定 など

人手不足やコスト上昇に対応するため、業務のペーパーレス化や効率化を進めたい
- 具体的な IT 化・ペーパーレス化の手順、導入支援 など

取引先からデジタル対応を求められているが、どう進めていけばよいか
- 要請への対応方法、システム導入に向けた専門家のアドバイス など

042212-01.indd 7-8　2026/07/15 10:32